

四天王寺大学学位規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条の規程に基づき、四天王寺大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学 位)

第 2 条 本学において授与する学位は学士とし、学位を授与するに当たって付記する専攻分野の名称は、次の通りとする。

人文社会学部	「人文社会学」
教育学部	「教育学」
経営学部	「経営学」
看護学部	「看護学」

(学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学学則第 24 条および第 25 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第 4 条 学長は前条に基づき、学位を授与できると認められた者に対して、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第 5 条 学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「四天王寺大学」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第 6 条 学位を授与された者に、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、またはその名誉を汚す行為があったとき、学部教授会、教育研究評議会の議を経て、学長はその学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、その旨を公表する。

附 則

- 1 本規程は平成 18 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 3 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 4 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。